

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年6月25日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「県と〇〇土地改良区と（水利及び利水）権に係る申請から許可までの経緯経過が分かる書類 昭和30年～現在まで（令和2年）含む」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年7月9日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるとする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年7月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年9月24日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため

2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類（〇〇土地改良区の水利及び利水権）に係る申請から許可書類を求めたものである。同改良区含めて全ての改良区の賦課金の原資金で（徴収）する基本書類であるので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書は、〇〇土地改良区が河川から引水している農業用水の水利権に係る申請書、許可書及び関係書類であると推測したが、農業用水の水利権に係る業務を行っていないため、文書は保有しておらず、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年9月24日	諮問
令和7年2月20日 第3部会（第17回）	審議
令和7年3月19日 第3部会（第18回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書について

審査請求人は、〇〇土地改良区の水利及び利水権に係る申請から許可までの関係書類があると主張している。

それに対して実施機関は、本件請求に係る公文書は不存在であると主張しているため、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

当審査会で確認したところ、〇〇地区は平成〇年から国営総合農地防災事業の対象地域であり、それ以降当該地区の水利権に関する業務は国が行っている。

以上により、県では〇〇地区の水利権に係る業務を行っていないことが認められるため、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理恵子	弁護士	部会長
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	
橋 本 正 成	弁護士	